

平成 27 年 7 月 6 日

部局長各位

## 横浜国立大学における安全保障関連事項の対応について（通知）

学長 長谷部勇一

平素から本学の教育研究活動にご尽力いただき、感謝申し上げます。

近年特に、我が国をとりまく安全保障環境が変化し、それに伴って新たな課題が法的、社会的問題として指摘されるようになってきました。そこで、教員の皆様に対して、安全保障関連事項に関して 2 点お願いがあります。

### （1）安全保障輸出管理について

近年、大学において国際的な人的交流の活発化や海外との共同研究が進展しています。このため、貨物の輸出及び非居住者に対する技術の提供等について規制している外国為替及び外国貿易法（外為法）の趣旨を十分踏まえた輸出管理を的確に行う必要があります。外為法においては、学会誌への論文の投稿や学会発表など、技術を公知とするための行為は教員の裁量で自由に行うことができます。一方で、

- ・ 輸出規制対象の計測機器や試料等の貨物や役務規制対象の技術資料等の海外への持出し
- ・ 海外出張等に際しての技術提供
- ・ 海外からの研究者や留学生の受入に伴う技術の提供
- ・ 国際的な共同研究等における技術移転
- ・ 規制対象品目以外の輸出貨物の用途・需要者の安全確認

以上の項目には経済産業大臣の許可が必要なものがあります。本学では「国立大学法人横浜国立大学安全保障輸出管理規則」を定めて必要な手続きを定めていますので、不明な点は必ず研究推進課（内線：3193）への連絡をお願いします。

また、グローバル化を推進するために、多くの外国人研究者もしくは留学生を受け入れて日々教育研究に携わっている教員の皆様も少なからずおります。特に理工系研究者もしくは留学生の受け入れに際して、その出身国・機関に対しては、受入前に十分な注意を払っていただくようお願いいたします。現在、11カ国を懸念対象国として、502企業、25大学がリストに掲載されています。研究推進機構・研究支援室では外国人留学生受入のための事前確認シート（別紙様式第1号の1A-私費留学生）を用意しておりますので、当該地域からの留学生受入に際しては確認シートを研究推進機構・安全保障輸出管理の当該ホームページからダウンロードして記入の上、研究支援室への提出をお願いいたします。不明な点がございましたら、必ず担当部署までお問い合わせください（内線：3193）。

## (2) 我が国における軍事に関わる研究の取扱いについて

大学は教育と研究を行う場として社会から認められています。大学で進められる全ての研究は、その内容および運営について研究者の判断で自由で進めることが保証されていることはいうまでもありません。しかし一方で、研究に対する自由には社会に対する責任が伴うことを忘れることはできません。

科学研究にはその取扱いによって民生目的にも軍事目的にも利用される可能性（両義性＝デュアル・ユース）が、本質的に備わっていますが、近年、大学における研究成果について、このデュアル・ユースの可能性は高まってきていると思料されます。このような中、いわゆる軍事に関連した研究を大学が進めるかどうか、自らの意思で方針を示す必要があると同時に、社会から問われています。

本学では、大学憲章の中で、「教育と研究の成果をもって社会の福祉と発展に貢献する」と謳い、また研究方針として、「あまねく人々に福祉をもたらす源泉として、科学が担う役割はかつてないほど大きなものとなっている」と公表しています。さらに、日本学術会議の声明「科学者の行動規範」（平成25年1月25日）においては、「科学者の基本的責任」として「科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する」こと、さらには「科学研究の利用の両義性」として「科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する」とあります。

本学では、大学は学生に対する教育機関であることを再認識した上で、以上のような考え方に則して、軍事に関わる研究（応用研究）の実施について慎重に対処したいと思いますので、関連の研究を行う場合には研究推進課（内線：3030）までご連絡をお願いいたします。また、軍事に関わる研究に直接つながる外部資金の導入についても同様にご連絡をお願いしたいと考えております。このような場合には、研究担当理事等が事情を伺う場合もありますのでご協力をお願いします。

以上